

会 議 録

会議の名称	令和元年度 第1回桶川市いじめ対策委員会
開催日時	令和元年8月23日(金) (開会)午後1時30分・(閉会)午後3時00分
開催場所	桶川市役所 会議室303
出席委員	5名
欠席委員	なし
事務局職員	2名
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委嘱状の交付 3 教育長あいさつ 4 委員紹介 5 委員長・副委員長選出 6 協議等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 桶川市のいじめに係る現状 (2) 「いじめ重大事態における行動計画(仮称)」 (3) その他 7 閉会
配付資料	次第 桶川市のいじめに係る現状 いじめ重大事態における行動計画の対応段階 いじめ重大事態における行動計画(いじめ対策委員会) いじめ重大事態における行動計画(学校、市教委)
議事の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委嘱状の交付 3 教育長あいさつ 4 委員紹介 5 委員長・副委員長選出

6 協議

(1)「桶川市のいじめに係る現状」

- ・ 事務局が資料に基づき、本市のいじめに係る現状について報告した。

委員長：ただいま事務局より説明があった内容について、ご質問ご意見等があればお願いしたい。

委員：4 Pで、いじめた児童生徒といじめられた児童生徒への対応で、統計上は指導とか謝罪とかまとめられているが、加害児童生徒の背景やいじめの原因等をどの程度把握しているのか。

小学生の場合は、衝動的に行った面もあるだろうが、中学生では、善悪の判断がつかずに行うというのは少ないだろう。加害児童生徒に対し、原因を分析することで、未然にいじめを防ぐことにつながるのではないか。学校においてはそのようなことはしているのか。

事務局：すべての事案に対して、児童生徒に対し聞き取りを行ってはいるが、それをすべて市教委にあげるということは行ってはいない。今後検討していきたい。

委員長：対応が、学年によって差があることもあるだろう。謝罪で決着がつくこともあるだろうが、指導の途中経過などの記録を学校で残していくようにするとよい。

委員：1 Pで、認知件数が小学校では平成30年度129件となっているが、数字が伸びたのは、教員がいじめとして認知するようになったというだけか。

事務局：国、県同様、積極的認知を市の生徒指導担当者連絡協議会や校長会議でも話をしている。それにより、平成29年度から平成30年度にかけて上がっていると思われる。今年度の調査についても、昨年度の同時期よりも認知件数は上がっている。認知について浸透していけば、その後、この伸びはゆるやかになっていくと思われる。

	<p>委員：小学校では、いじめの認知について周知され、認知件数が伸びたということだが、中学校ではあまり変化していない。これは中学校ではいじめの認知について以前から同様にしていたからか。</p> <p>事務局：小学校の方が担任の判断にゆだねられる部分が大きくなっている。中学校では以前から現在と同じように認知をしている。</p> <p>委員：各学校において、いじめの認知件数が急激に増えた学校はあったか。</p> <p>事務局：学校間の格差はある。今後、認知の差をすりあわせ、なくしていくことが課題である。</p> <p>委員：一般の人にこの結果を見せる際には、説明などのコメントが必要であろう。</p> <p>委員：小2、小3、小4で認知件数が突出してるため、見た人が不安に思う。</p> <p>委員：平成29年度までは、いじめの認知について徹底されていないとわかってしまうので、見せる際には、説明などのコメントが必要である。</p> <p>委員：子供が「いじめだ」と自ら言うことも増えてきた。小学生では本人からの訴えが圧倒的に多い。本人が「いじめ」と言ったらいじめとしてカウントすることになるだろう。</p> <p>事務局：今までは、本人からの訴えを聞いて、担任などが、相手にも話をするなど対応し、終わっていた部分もあるが、今は子供自身が「いじめ」と言い、嫌な思いをしているとなると、いじめとしてカウントすることになる。</p> <p>委員長：TVなどでも、9月1日を迎えるにあたって、子供たちがいじめや登校に関して心配であると言われている。子供たちも簡単に色々な事象を「いじめ」と言っている。</p>
--	--

(2) 「いじめ重大事態における行動計画（仮称）」の策定に向けて
・事務局が資料に基づき、「いじめ重大事態における行動計画（仮称）」について説明した。

委員長：ただいま事務局より説明があった内容について、ご質問ご意見等があればお願いしたい。

1 「重大事態発生報告」、2 「初動調査」について

委員：各学校にいじめ対策の組織はできていると思うが、学校の対応チームは具体的にはあるのか。

事務局：いじめ事案の対応チームについては、校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、担任などを中心として生まれ、方針などを出し、その他の教員には、情報収集や子供たちの心のケアなどの対応を行う対策チームが生まれる。

委員：教育委員会の対応で、職務代理人への報告だが、代理人一人だけでよいのか。教育長は教育部全体をとりまとめているので知っているという判断だろうが、教育長や教育委員へは報告が必要ないのか。また、教育委員へ伝えるなら、市議会への報告も必要なのではないだろうか。定例議会ではこのあたりの報告もあるだろうが、重大事態については、網羅しておく必要がある。

委員：自殺の場合、記載の関係機関に警察も入るのではないのか。

委員：児童生徒に大きな重大事故のある場合、警察などに連絡はしていないのか。

委員：大きい事故やケガの時には、事故が発生した段階で、警察、救急に学校は連絡をしている。

委員：自殺かどうかわからない状態でも、重大事態の前に警察などが入ってくると思われるがどうなのか。

委員：救急隊に通報すると、警察に同時通報の場合もある。そこで第一報は警察にいつているであろう。

委員：事故発生の段階で、当然、警察・消防などに連絡はするだろう。

委員：段階の1の上に、特に項目を設けなくても、学校では警察などに連絡をされると思われるが、そういった緊急時の対応マニュアルなどはあるのか。

事務局：ある。

委員：□の中の表記についてだが、遺族、保護者の区別はどうするか。

委員：自殺事案に限定せず、重大事態にし、表記を保護者にすればよいだろう。

委員：自殺の時は、保護者を遺族として置き換えるということではよいのではないか。

委員長：県内の事案でもそのようになっているので、それでよいと思われる。

3「調査組織の設置」、4「調査方針の説明等」について

委員：教育委員会の対応で、6Pの第三者委員会と8Pの右上の表記との整合性がとれていない。この部分は何を想定しているのか。

委員：学校が組織したいじめ対策組織が調査を行うということか、それとも教育委員会が主導で行うということか。

委員：「第三者委員会が」という部分を、「教育委員会が」と書き直したほうがよい。こうあれば、教育委員会が学校と連絡を密にとって説明を行うことができる。

委員：この時点では、第三者委員会が説明を行うことはできない。

委員：ここには記載していないが、重大事態になると、学校が休みになることがあるが、これはどこが決めているのか。

委員：これは、学校と教育委員会が協議して決めるのか。その時で決めるので、特に書くことではないのか。

事務局：校長からの進言もあるが、学校と教育委員会が協議して決定していく。

委員長：インフルエンザなどは、校長の判断だが、これだけ重大な事案が発生している中で、児童生徒が登校すべきではないとなれば、学校と教育委員会が協議して決定していく。

委員：連絡は、メールでいくのか、メールでいくなら、そのことも書いておいた方がいいのではないか。

委員長：何か事件があると、HPが見られなくなるのは、どうなのか。全国から集中してHPが見られるが、恥じる内容でなければ、そのままよいのではないか。HPを閉めてしまうことで自分の学校で起こった事件であると言っているようなものではないか。多くの学校では、こういった事故の後には、HPがメンテナンス中として見られなくなってしまい「この学校だったのか」と、特定につながる。そのあたりも検討が必要である。

5 「保護者会、記者会見、心のケア等」、6 「調査の実施」について

委員：詳細調査に係るアンケートの案はあるのか。重大事態が発生してから、その時に作るのか。それとも、他の事例をもとに、重大事態を想定して作っておくのか。

事務局：いくつか例は作ってあるが、全ての重大事態に対応という点ではできていない。

委員：アンケートも含め、対応をスムーズにできるようにしておく必要がある。

7「調査結果の説明、公表」、8「個人情報の保護」、9「調査結果を踏まえた対応」について

委員：文書の保存は5年間となっているが、5年間の起算日はいつからか。調査は長引くことが多いので、終了するまでは保存しておくのが普通ではあるが、最初にメモをとってから5年なのか、全ての報告が終わってから5年なのか。保存については重大な問題である。また、保管場所についても、学校となっているが、適切に行う必要がある。

委員：保存がされていないと何かあった際に、行政側も困ってしまう。情報開示の際に、破棄してしまっておりませんか、対応できない。

委員：裁判では、アンケートの項目などでいじめの内容が出ない場合、証拠として学級日誌や出席簿など関連する情報の提示もある。特に、事故の場合、事故の前の出欠なども細かく捉えられたりする。桶川市文書管理規則に基づいた保存だけでよいのか。

委員：保管・記録が大事で、きちんとしたけっこうなレベルでの保存の必要がある。行政文書とは扱いが異なる。

委員長：委員会が出して調査結果に不服がある時は、記録が使われる。最初の記録が後の検証でも重要になってくる。いじめの重大事態に係る情報については、桶川市文書管理規則とは別のくくりで、移管禁として教育委員会で保管という方法もある。

(3) その他

・特になし

7 閉会

以上